

令和5年9月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

財政課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第48号	宇治市火災予防条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市火災予防条例	1

宇治市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第10条の2 (略)</p> <p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のものにあつては</u>、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次の各号に掲</p>	<p>第1条～第10条の2 (略)</p> <p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 _____ 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次の各号に掲</p>

宇治市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
<p>げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>雨水等</u> の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 <u>屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u></p>	<p>げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 <u>蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければな</u></p>

宇治市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案																																				
<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。</p> <p>第14条～第43条（略）</p> <p>（火を使用する設備等の設置の届出）</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12)（略）</p> <p>(13) <u>蓄電池設備</u></p> <p>(14)・(15)（略）</p> <p>第45条～第50条（略）</p> <p>別表第1・別表第2（略）</p> <p>別表第3(第3条、第18条関係)</p> <table border="1" data-bbox="277 1158 1106 1353"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="5">離隔距離(センチメートル)</th> </tr> <tr> <th>入力</th> <th>上方</th> <th>側方</th> <th>前方</th> <th>後方</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">炉～温風暖房機（略）</td> </tr> </tbody> </table>	種類	離隔距離(センチメートル)					入力	上方	側方	前方	後方	備考	炉～温風暖房機（略）						<p><u>らない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。</p> <p>第14条～第43条（略）</p> <p>（火を使用する設備等の設置の届出）</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12)（略）</p> <p>(13) <u>蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)</u></p> <p>(14)・(15)（略）</p> <p>第45条～第50条（略）</p> <p>別表第1・別表第2（略）</p> <p>別表第3(第3条、第18条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1169 1158 1998 1353"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="5">離隔距離(センチメートル)</th> </tr> <tr> <th>入力</th> <th>上方</th> <th>側方</th> <th>前方</th> <th>後方</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">炉～温風暖房機（略）</td> </tr> </tbody> </table>	種類	離隔距離(センチメートル)					入力	上方	側方	前方	後方	備考	炉～温風暖房機（略）					
種類		離隔距離(センチメートル)																																			
	入力	上方	側方	前方	後方	備考																															
炉～温風暖房機（略）																																					
種類	離隔距離(センチメートル)																																				
	入力	上方	側方	前方	後方	備考																															
炉～温風暖房機（略）																																					

宇治市火災予防条例新旧対照表

現行										改正案											
厨房設備	気体燃料以外	開放式	組込型こ	14キロワッ	100	15	15	15	(注) 機器 本体 上方 の側 方又 は後 方の 離隔 距離 を示 す。	厨房設備	気体燃料以外	開放式	組込型こ	14キロワッ	100	15	15	15	(注) 機器 本体 上方 の側 方又 は後 方の 離隔 距離 を示 す。		
			んろ・グリ ト以下			(注)							(注)	んろ・グリ ト以下			(注)				(注)
			ル付こん ろ・グリ ド ル付こん ろ、キャ ビ ネット型 こんろ・グ リル付こ んろ・グリ ドル付こ んろ											ル付こん ろ・グリ ド ル付こん ろ、キャ ビ ネット型 こんろ・グ リル付こ んろ・グリ ドル付こ んろ							
			据置型レ	21キロワッ	100	15	15	15				据置型レ	21キロワッ	100	15	15	15				
			ンジ	ト以下		(注)		(注)				ンジ	ト以下		(注)		(注)				
	不燃	開放式	組込型こ	14キロワッ	80	0	—	0			不燃	開放式	組込型こ	14キロワッ	80	0	—	0			
			んろ・グリ ト以下										んろ・グリ ト以下								
			ル付こん ろ・グリ ド ル付こん ろ、キャ ビ ネット型									ル付こん ろ・グリ ド ル付こん ろ、キャ ビ ネット型									

宇治市火災予防条例新旧対照表

現行								改正案											
			こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ								こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ								
			据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0			据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0			
		(新設)																	
		上記に分類されないもの	使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200			上記に分類されないもの	使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200		
			使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200	100				使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200	100		
			使用温度が300度未満のもの	—	100	50	100	50				使用温度が300度未満のもの	—	100	50	100	50		
											固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
											不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	

宇治市火災予防条例新旧対照表

現行										改正案									
									のもの										のもの
ボイラー～電気温水器（略）										ボイラー～電気温水器（略）									
備考（略）										備考（略）									
別表第4～別表第9（略）										別表第4～別表第9（略）									